<個票情報>

| 所 管 部 署 | 建設課 |
|----------|------------------|
| 適用日(掲載日) | 平成 27 年 3 月 31 日 |

<処分の概要>

定

平成 27 年 10 月 31 日

| 不利益処分の名称 | 工事原因者に対する工事施行命令 |
|----------|-----------------|
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根拠規定 | 河川法第 18 条 |

| <処分 | 基準 | / 眼 | ・増・ | 钟明手続> |
|-----|-----|-----|-----------|---|
| 基 | 準 | 規 | 定 | 河川法第 18 条 |
| 処 | 分 | 基 | 準 | ■設定 □未設定 河川管理者は、河川工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は河川を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは河川の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)によって必要を生じた河川工事又は河川の維持を当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者に行わせることができる。 I 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について(抄) 平成6年9月30日建河政発第52号建設省河川局長通達 六 不利益処分に係る処分基準の策定について 1 河川法の規定による処分に係る処分基準について (1)第18条(原因者への工事施行命令)の処分基準について工事原因者への河川工事の施行の命令は、他の工事又は河川の損傷若しくは河川の現状を変更する必要を生じさせた行為が原因であることが明らかであり、かつ、その結果河川工事を要する場合において、当該原因者が河川工事を行うことが河川管理上の支障を生じさせないときに、当該河川工事の施行を命じることができるものであること。なお、工事原因者が能力、信用等を有しないことなどにより、当該工事原因者に当該河川工事を施行させることが河川管理上の支障を生じさせるおそれがある場合には、当該工事原因者に当該河川工事の施行を命じないこと。 |
| 参 | 考 | 資 | 料 | - |
| 聴聞 | 引・弁 | 中明月 | 手続 | |
| 備 | | | 考 | |
| | | | | |

<個票情報>

| 所 管 部 署 | 建設課 |
|----------|------------------|
| 適用日(掲載日) | 平成 27 年 3 月 31 日 |

<処分の概要>

| 不利益処分の名称 | 洪水時等における業務従事命令 |
|----------|----------------|
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根拠規定 | 河川法第 22 条第 2 項 |

| 基準規定 | 河川法第 22 条第 1 項・第 2 項 |
|---------|---|
| 処 分 基 準 | ■設定 □未設定 河川法第22条第2項の規定により、河川管理者は、洪水、津波、高潮等による 危険が切迫した場合において、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置 をとるため緊急の必要があるときは、その現場において、必要な土地を使用し、土 石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬具若しくは器 具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分する同条第1項に規定する措置をと るため、その附近に居住する者又はその現場にある者を当該業務に従事させること ができる。 |
| 参考資料 | |
| 聴聞・弁明手続 | |
| 備考 | |
| 設 定 日 | 平成 27 年 10 月 31 日 |

<個票情報>

| 所 管 部 署 | 建設課 |
|----------|------------------|
| 適用日(掲載日) | 平成 27 年 3 月 31 日 |

<処分の概要>

設

定

日

平成 27 年 10 月 31 日

| 不利益処分の名称 | 工作物用途廃止後の原状回復命令 |
|----------|-----------------|
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根拠規定 | 河川法第 31 条第 2 項 |

| <処分 | 基準 | / 願 | 徳聞・: | |
|-----|------|------------|--------|--|
| 基 | 準 | 規 | 定 | 河川法第 31 条 |
| | | | | ■設定 □未設定 河川管理者は、法第31条第1項の届出があった場合において、河川管理上必要 |
| | | | | があると認めるときは、法第26条第1項の規定に基づく工作物の新築等の許可に 係る工作物を除却し、河川を原状に回復し、その他河川管理上必要な措置をとることを命ずることができる。 |
| | | | | I 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について (抄) |
| | | | | 平成6年9月30日建河政発第52号 建設省河川局長通達 |
| 処 | 分 | 基 | 準 | 六 不利益処分に係る処分基準の策定について 1 河川法の規定による処分に係る処分基準について (3) 第31条第2項(許可工作物を用途廃止した場合における原状回復命令 |
| | | | | 等) の処分基準について |
| | | | | 許可工作物を用途廃止した場合には、河川区域内における河川管理上必要な工作物以外の工作物の存在は、本来好ましくないものであることか |
| | | | | ら、工作物をそのまま又は一部改造して存置することが河川管理上望まし い場合を除き、用途廃止された工作物は撤去させること。 |
| | | | | また、治水上、利水上、河川環境の保全上、歴史上又は他の河川の使用 状況等から、当該工作物をそのまま又は一部改造することにより存置する ことが望ましい場合においても、当該工作物を存置することによる河川管 理上の影響を明確にし、必要な措置を講じさせなければ存置させることは できないこと。 |
| 参 | 考 | 資 | 料 | |
| 聴聞 | 引・ 手 | +明= | F続 | |
| 備 | | | 考 | |

<個票情報>

| 所 管 部 署 | 建設課 |
|----------|------------------|
| 適用日(掲載日) | 平成 27 年 3 月 31 日 |

<処分の概要>

| 不利益処分の名称 | 流水占用料等の徴収 |
|----------|----------------|
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根拠規定 | 河川法第 32 条第 1 項 |

| 基準規定 | 河川法第 32 条第 1 項・第 2 項 河川法施行令第 18 条 |
|---------|---|
| 処 分 基 準 | ■設定 □未設定 1. 河川法第100条第1項に規定する準用河川に関し、同法第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録(以下「許可等」という。)を受けた者は、それぞれ流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料(以下「流水占用料等」という。)を納入しなければならない。 2. 流水占用料等は、許可等の際に納入しなければならない。ただし、許可の期間が許可をした日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の期間に係る流水占用料等は、毎年度、当該年度分を町長が定める日までに納入しなければならない。 |
| 参考資料 | |
| 聴聞・弁明手続 | 行政手続法第13条第2項第4号の規定に該当し、適用除外 |
| 備考 | |
| 設 定 日 | 平成 27 年 10 月 31 日 |

<個票情報>

| 所 管 部 署 | 建設課 |
|----------|------------------|
| 適用日(掲載日) | 平成 27 年 3 月 31 日 |

<処分の概要>

| 不利益処分の名称 | 河川の従前の機能の維持の指示 |
|----------|----------------|
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根拠規定 | 河川法第 44 条第 1 項 |

| 根 | 拠 | 規 | 定 | 河川法第 44 条第 1 項 |
|-----|----------------|--|---|---|
| <処分 | <処分基準/聴聞・弁明手続> | | | |
| 基 | 準 | 規 | 定 | 河川法施行令第 24 条 |
| | | | | ■設定 □未設定 |
| | | | | I 河川法の施行について(抄) |
| | | | | (河川局長通達昭和40年6月29日建河発第245号) |
| | | 6 (河川の従前の機能を維持するための指示について) ダムの設置に伴い下流の洪水流量が著しく増加し、災害が発生するおそれが ある場合における法第44条第1項の指示については、原則として、予備放流 方式によって令第24条第2号の容量を確保させるものとし、当該方式のみに よっては当該容量を確保することが困難な場合に限り、サーチャージ方式、制 限水位方式又は予備放流方式のうちいずれか一以上の方式によって当該容量を 確保させること。 | | |
| 処 | 分 | 基 | 準 | Ⅲ 河川法第二章第三節第三款(ダムに関する特則)等の規定の運用について(抄) (昭和41年5月7日建設省建河発第178号、建設省河川局長通達) 2 河川の従前の機能の維持(法第44条)について(1)ダムに関する水利使用の許可の申請がなされる場合又はこれがなされた場合においては、次の措置をとること。 イ 当該ダムの上流に生ずべき堆砂が原因となつて災害が発生するおそれがないように、その対策として十分の余裕を見込んだ計画が作成されるように申請者を指導すること。この場合において、必要があると認めるときは、当該許可に、その対策に係る事項を条件として附することとして、当該申請を処理すること。 ロ 当該ダムが第一類のダムに該当すると認められるときは、当該許可に、法第44条の指示に係る事項を条件として附することとして、当該申請を処理すること。 |

(2) 既設のダムのうち、その上流の堆砂の状況に関する報告を定期になすべき 旨の条件が水利使用の許可に附されているものその他現に第二類のダムに相 当し、若しくは相当すると疑われる事情があるもの又は近く第二類のダムに 該当するに至るおそれが大きいと認められるものについては、次の措置をと

イ 水利使用の許可に附された条件若しくは法第78条第1項の規定に基づ き、又は当該ダムの設置者に対する指導により、毎年度、当該ダムの設置 者から、その上流の堆砂の状況に関する報告を徴し、これによつて災害が 発生するおそれがないかどうかを検討すること。この場合において、北海 道開発局長は、その上流の堆砂の状況について法第78条第1項の規定に よる報告を徴する必要があると認めるダムがあるときは、すみやかに、建 設大臣に対し、その旨を上申すること。 ロ イの検討の結果に基づき、当該ダムについて法第44条第1項に規定す る施設の設置又はこれに代わるべき措置(洪水が達することとなる他人の 所有地を貯水池の敷地とするための買収その他の権原の収得を含む。)を行 なう必要があると認めるときは、当該ダムの設置者が遅滞なくこれを行な うように当該ダムの設置者を指導すること。 ハ ロにより指導した場合において、当該指導によつてはその目的を十分達 成することができないと認めるときは、地方建設局長(北海道開発局長を 含む。以下同じ。)にあつては建設大臣に対し法第44条第1項の指示をす べき旨を上申し、都道府県知事にあつてはあらかじめ建設大臣の承認を受 けて当該指示をすること。この場合における上申又は承認の申請は、上申 書又は申請書に、指示書の案のほか、当該指示を必要とする理由、ロの指 導の経過及び結果その他参考となるべき事項を記載した図書を添付し、こ れらを建設大臣に提出してすること。 参考資料 聴聞·弁明手続 備 考 設 定 В 平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

| 所 管 部 署 | 建設課 |
|----------|------------------|
| 適用日(掲載日) | 平成 27 年 3 月 31 日 |

<処分の概要>

| 不利益処分の名称 | ダムの操作規程の変更命令 |
|----------|----------------|
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根拠規定 | 河川法第 47 条第 4 項 |

| <処分基準/聴聞・并明手続> | | |
|----------------|---|--|
| 基準規定 | 河川法第 47 条第 4 項 | |
| 処 分 基 準 | ■設定 □未設定 河川法第二章第三節第三款 (ダムに関する特則)等の規定の運用について (抄) (河川局長通達昭和41年5月17日建設省河発第178号) 4 (ダムの操作規程 (法第47条) について (2) 既設のダムのうち、別添第2に掲げるものその他現に定められている操作規程によっては河川管理上支障を生ずると認められるものについては、次の措置をとること。 イ 当該ダムの設置者が遅滞なく法第47条第1項の承認を受けて当該操作規程を変更するように当該ダムの設置者を指導すること。 ロ イにより指導した場合において、当該指導によってはその目的を十分達成することができないと認めるときは、地方建設局長にあっては建設大臣に対し法第47条第4項の命令をすべき旨を上申し、都道府県知事にあってはあらかじめ建設大臣の承認を受けて当該命令をすること。この場合における上申又は承認の申請は、上申書又は申請書に、命令書の案のほか、当該命令を必要とする理由、イの指導の経過及び結果その他参考となるべき事項を記載した図書を添付し、これらを建設大臣に提出してすること。 (3) 法第44条の規程により指示することができる事項で、現に定められている操作規程の変更を伴うものに関し、法第47条第4項の命令をするときは、当該事項に関する法第44条第1項の指示とあわせて、又はその指示をした後にしなければならないものであること。 | |
| 参考資料 | | |
| 聴聞・弁明手続 | | |
| 備考 | | |
| 設 定 日 | 平成 27 年 10 月 31 日 | |

<個票情報>

| 所 管 部 署 | 建設課 |
|----------|------------------|
| 適用日(掲載日) | 平成 27 年 3 月 31 日 |

<処分の概要>

| 不利益処分の名称 | 洪水調節のための指示 |
|----------|------------|
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根拠規定 | 河川法第 52 条 |

| <処分基準/聴聞・き | 幹明手続> |
|------------|---|
| 基準規定 | 河川法第 52 条 |
| 処 分 基 準 | ■設定 □未設定 河川法第二章第三節第三款 (ダムに関する特則)等の規定の運用について (抄) (河川局長通達昭和41年5月17日建設省河発第178号) 5 洪水調節のための指示(法第52条)について (1)別添第2に掲げる第一類のダムその他令第23条第1号又は第2号に該当するダムについては、その下流の地域に洪水による災害が発生し、又は発生するおそれが大きいと認められる場合において法第52条の指示をすることが、必要かつ適切であるかどうかを検討すること。 (2)(1)の検討の結果に基づき、法第52条の指示をすることが予想されるダムがあるときは、当該指示に基づく措置が円滑に行なわれるように、当該ダムの設置者との協議により、その措置の内容、当該指示の伝達の方法その他当該指示に関する事項をできるだけ予定しておくこと。 (3)(2)の協議が成立したとき、又は当該協議の成立が困難であることが明らかになったときは、すみやかに、その成立した協議の内容又はその成立に至らない経過を本職に報告すること。 6 出水期前におけるダムの管理体制の整備について毎年度、出水期前に、各ダムについて、法第78条第1項の規定による立入検査を行なうこと等により、洪水時において当該ダムを適切に管理することができる体制を整えておくように当該ダムの設置者を指導すること。 |
| 参考資料 | |
| 聴聞・弁明手続 | |
| 備考 | |
| 設 定 日 | 平成 27 年 10 月 31 日 |

<個票情報>

| 所 管 部 署 | 建設課 |
|----------|------------------|
| 適用日(掲載日) | 平成 27 年 3 月 31 日 |

<処分の概要>

| 不利益処分の名称 | | 河川協力団体に対する業務改善命令 |
|----------|-----|---------------------|
| 処 分 権 | 者 | 町長 |
| 根拠規 | ! 定 | 河川法第 58 条の 10 第 2 項 |

| 基準規定 | 河川法第 58 条の 9、第 58 条の 10 第 2 項 |
|---------|---|
| 処 分 基 準 | ■設定 □未設定 河川管理者は、河川協力団体が①~⑤に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、河川協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 ① 河川管理者に協力して、河川工事又は河川の維持を行うこと。 ② 河川の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。 ③ 河川の管理に関する調査研究を行うこと。 ④ 河川の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。 ⑤ 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 |
| 参考資料 | |
| 聴聞・弁明手続 | |
| 備考 | |
| 設 定 日 | 平成 27 年 10 月 31 日 |

<個票情報>

| 所 管 部 署 | 建設課 |
|----------|------------------|
| 適用日(掲載日) | 平成 27 年 3 月 31 日 |

<処分の概要>

| 不利益処分の名称 | 河川協力団体の指定の取消 |
|----------|---------------------|
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根拠規定 | 河川法第 58 条の 10 第 3 項 |

| 基準規定 | 河川法第 58 条の 10 第 3 項 |
|---------|--|
| 処 分 基 準 | ■設定 □未設定 河川管理者は、河川協力団体が法第 58 条の 10 第 2 項による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。 |
| 参考資料 | |
| 聴聞・弁明手続 | |
| 備考 | |
| 設 定 日 | 平成 27 年 10 月 31 日 |

<個票情報>

| 所 管 部 署 | 建設課 |
|----------|------------------|
| 適用日(掲載日) | 平成 27 年 3 月 31 日 |

<処分の概要>

| 不利益処分の名称 | 工事費用の原因者への負担命令 |
|----------|----------------|
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根拠規定 | 河川法第 67 条 |

| <処分基準/聴聞・弁明手続> | | | | |
|----------------|-----|-----|----|--|
| 基 | 準 | 規 | 定 | 河川法第 67 条 |
| | | | | ■設定 □未設定 |
| | | | | 河川管理者は、河川工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は河川を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは河川の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じた河川工事又は河川の維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。 |
| | | | | I 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について (抄) |
| 処 | 分 | 基 | 準 | 平成6年9月30日建河政発第52号 |
| | | | | 建設省河川局長通達 |
| | | | | 六 不利益処分に係る処分基準の策定について |
| | | | | 1 河川法の規定による処分に係る処分基準について |
| | | | | (4) 第67条(原因者負担金)の処分基準について |
| | | | | 河川工事の必要を生じさせた他の工事又は他の行為の費用負担者に当該 |
| | | | | 河川工事の費用を負担させるに当たっては、当該河川工事が河川法第18 |
| | | | | 条により工事原因者に施行を命じるべきものに該当する場合において、当 |
| | | | | 該他の工事又は他の行為により工事の必要が生じた時点における河川又は |
| | | | | 河川管理施設の機能回復に要した費用を限度として負担させること。 |
| 参 | 考 | 資 | 料 | |
| 聴聞 | 間・打 | 弁明ヨ | F続 | 行政手続法第13条第2項第4号の規定に該当し、適用除外 |
| 備 | | | 考 | |
| 設 | , | 定 | 日 | 平成 27 年 10 月 31 日 |

<個票情報>

| 所 管 部 署 | 建設課 |
|----------|------------------|
| 適用日(掲載日) | 平成 27 年 3 月 31 日 |

<処分の概要>

| 不利益処分の名称 | 附帯工事費用の原因者負担命令 |
|----------|----------------|
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根拠規定 | 河川法第 68 条第 2 項 |

| 、処力基準 | / 邶闻 - 7 | 并明手続 <i>></i> |
|--------------|----------|---|
| 基準 | 規定 | 河川法第 68 条 |
| | | ■設定 □未設定 河川管理者は、河川工事により必要を生じた他の工事又は河川工事を施行するために必要を生じた他の工事(以下「附帯工事」という。)が河川工事以外の工事(以 |
| | | 下「他の工事」という。)又は河川を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは河川の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)のために必 |
| | | 要を生じたものである場合においては、その必要を生じた限度において、附帯工事に要する費用の全部又は一部をその原因となった他の工事又は他の行為につき費 |
| | | 用を負担する者に負担させることができる。 |
| 処 分 | 基準 | I 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について (抄) |
| | | 平成6年9月30日建河政発第52号 |
| | | 建設省河川局長通達 |
| | | 六 不利益処分に係る処分基準の策定について |
| | | 1 河川法の規定による処分に係る処分基準について |
| | | (5) 第68条第2項(附帯工事の原因者負担金)の処分基準について |
| | | 第68条第1項の附帯工事に要する費用について、当該附帯工事の原因 となった河川工事が他の工事又は他の行為により必要を生じた場合には、 |
| | | さなった何川工事が他の工事又は他の行為により必要を生した場合には、 河川法第18条及び前条の処分基準の例によること。 |
| | | 刊用公分10未及び削末の延力基準の例によること。 |
| 参考 | 資 料 | |
| | | 行政手続法第13条第2項第4号の規定に該当し、適用除外 |
| 聴聞・弁 | 明手続 | |
| 備 | 考 | |
| 設 定 | 2 日 | 平成 27 年 10 月 31 日 |

<個票情報>

| 所 管 部 署 | 建設課 |
|----------|------------------|
| 適用日(掲載日) | 平成 27 年 3 月 31 日 |

<処分の概要>

| 不利益処分の名称 | 工事費用の受益者への負担命令 |
|----------|----------------|
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根拠規定 | 河川法第70条第1項 |

| 基準規定 | 河川法第 70 条第 1 項 |
|---------|---|
| 処 分 基 準 | ■設定 □未設定 1. 河川管理者は、河川法第70条第1項の規定により、河川工事により著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、その者に、当該河川工事に要する費用の一部を負担させることができる。 2. 負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法は、条例で定めるところによる。 |
| 参考資料 | |
| 聴聞・弁明手続 | 行政手続法第13条第2項第4号の規定に該当し、適用除外 |
| 備考 | |
| 設 定 日 | 平成 27 年 10 月 31 日 |

<個票情報>

| 所 管 部 署 | 建設課 |
|----------|------------------|
| 適用日(掲載日) | 平成 27 年 3 月 31 日 |

<処分の概要>

| 不利益処分の名称 | | 特別水利使用者への費用負担命令 |
|----------|---|-----------------|
| 処 分 権 | 者 | 町長 |
| 根拠規 | 定 | 河川法第70条の2第1項 |

| 基準 | 規 | 定 | 河川法第 70 条の 2 第 1 項 |
|------|------|----|--|
| 処 分 | 基 | | ■設定 □未設定 1. 河川管理者は、河川法第70条の2第1項の規定により、河川の流水の状況を改善するため二以上の河川を連絡する河川工事で、流水によって生ずる公害を除却し、又は軽減することのほか、専用の施設を新設し、又は拡張して流水を占用する者(以下「特別水利使用者」という。)に対する水の供給を確保することをその目的に含むもの(河川の流水を貯留するための河川管理施設の設置を伴うものを除く。)に要する費用及び当該河川工事により設置する河川管理施設の管理に要する費用については、当該特別水利使用者が受けることとなると認められる利益の限度において、その者に、その一部を負担させることができる。 2. 負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法は、条例で定めるところによる。 |
| 参考 | 資 | 料 | |
| 聴聞・弁 | 弁明 引 | 手続 | 行政手続法第13条第2項第4号の規定に該当し、適用除外 |
| 備 | | 考 | |
| 設 | 定 | B | 平成 27 年 10 月 31 日 |

<個票情報>

| 所 管 部 署 | 建設課 |
|----------|------------------|
| 適用日(掲載日) | 平成 27 年 3 月 31 日 |

<処分の概要>

| 不利益処分の名称 | 負担金又は流水占用料等の督促 |
|----------|----------------|
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根拠規定 | 河川法第74条第1項 |

| 基準規定 | 河川法第 74 条第 1 項 |
|---------|---|
| 処 分 基 準 | ■設定 □未設定 この法律、この法律に基づく政令若しくは市町村の条例の規定又はこれらの規定に基づく処分により納付すべき負担金又は流水占用料等をその納期限までに納付しない者がある場合においては、市町村長は、期限を指定して、その納付を督促しなければならない。 |
| 参考資料 | |
| 聴聞・弁明手続 | |
| 備考 | |
| 設 定 日 | 平成 27 年 10 月 31 日 |

<個票情報>

| 所 管 部 署 | 建設課 |
|----------|------------------|
| 適用日(掲載日) | 平成 27 年 3 月 31 日 |

<処分の概要>

| 不利益処分の名称 | 延滞金の徴収 |
|----------|------------|
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根拠規定 | 河川法第74条第5項 |

| <処分基準/聴聞 | ・弁明手続> |
|----------|--|
| 基準規定 | 河川法第 74 条 河川法施行令第 39 条 |
| 処 分 基 準 | ■設定 □未設定 河川管理者は、河川法第74条第1項の規定により督促をした場合においては、同項の負担金等の額につき年14.5パーセントの割合で、納期限の翌日からその負担金等の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。 |
| 参考資料 | |
| 聴聞・弁明手続 | 行政手続法第13条第2項第4号の規定に該当し、適用除外 |
| 備考 | |
| 設 定 日 | 平成 27 年 10 月 31 日 |

<個票情報>

| 所 管 部 署 | 建設課 |
|----------|------------------|
| 適用日(掲載日) | 平成 27 年 3 月 31 日 |

<処分の概要>

| 不利益処分の名称 | 許可等の取消し、工事中止命令等 |
|----------|-----------------|
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根拠規定 | 河川法第75条第1項・第2項 |

| <処分基準/聴聞・弁明手続> | | |
|----------------|---------------------------------------|--|
| 規 | 定 | 河川法第75条第1項・第2項 |
| | | ■設定 □未設定 |
| 《 基 | ************************************* | (1) 河川管理者は、次のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは町の条例の規定によって与えた許可、登録若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却(法第24条の規定に違反する係留施設に係留されている船舶の除却を含む。)、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは河川を原状に回復することを命ずることができる。 ① この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは町の条例の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者、その者の一般承継人若しくはその者から当該違反に係る工作物(除却を命じた船舶を含む。以下この条において同じ。) 若しくは土地を譲り受けた者又は当該違反した者から賃貸借その他により当該違反に係る工作物若しくは土地を使用する権利を取得した者の他により当該違反に係る工作物若しくは土地を使用する権利を取得した者② この法律又はこの法律に基づく政令若しくは町の条例の規定による許可、登録又は承認を受けた者(②) 河川管理者は、次のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは町の条例の規定による許可、登録又は承認を受けた者に対し、(1)の処分をすることができる。 ① 許可、登録又は承認に係る工事その他の行為につき、又はこれらに係る事業を営むこととを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかったとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。② 許可、登録又は承認に係る工事その他の行為又はこれらに係る事業の全部又は一部の廃止があつたとき。 ③ 洪水、津波、高潮その他の天然現象により河川の状況が変化したことにより、許可、登録又は承認に係る工事その他の行為が河川管理上著しい支障を生ずる |
| | 規 | <u>準</u> / 聴聞・ |

こととなったとき。 ④ 河川工事のためやむを得ない必要があるとき。 ⑤ ①~④のほか、公益上やむを得ない必要があるとき。 I 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について (抄) 平成6年9月30日建河政発第52号 建設省河川局長通達 六 不利益処分に係る処分基準の策定について 1 河川法の規定による処分に係る処分基準について (6) 第75条(監督処分)の処分基準について 監督処分を行おうとする場合には、処分の原因及び対象、河川管理上の 支障の程度、態様等からみて必要な場合に行うことができるものとし、処 分を行う場合の方法についても、河川管理上必要な範囲において、比例の 原則に照らし、違反の程度や河川管理上の支障の程度から相当と認められ るものを選択すること。 参考資料 聴聞•弁明手続 備 考 平成 27 年 10 月 31 日 設 定 日

<個票情報>

| 所 管 部 署 | 建設課 |
|----------|------------------|
| 適用日(掲載日) | 平成 27 年 3 月 31 日 |

<処分の概要>

| 不利益処分の名称 | 損失補償額の原因者への負担命令 |
|----------|-----------------|
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根拠規定 | 河川法第76条第3項 |

| 基準規定 | 河川法第 76 条第 1 項・第 3 項 |
|---------|--|
| 処 分 基 準 | ■設定 □未設定 河川管理者は、河川法第75条第2項第4号又は第5号に該当することにより同項による監督処分をした場合において、当該処分により損失を受けた者があるときは、同法第76条第1項の規定によりその者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならないとされている。この場合において、当該河川管理者が補償すべき損失が、公益上やむを得ない必要による監督処分があったことによるものである場合においては、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に当該損失した額を限度として負担させることができる。 |
| 参考資料 | |
| 聴聞・弁明手続 | 行政手続法第13条第2項第4号の規定に該当し、適用除外 |
| 備考 | |
| 設 定 日 | 平成 27 年 10 月 31 日 |